



制限付き一般競争入札の施行について

制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第78条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年1月15日

加古川市長 岡田 康裕

1 入札対象

次に掲げる物件の売却

物件名称	数量	最低買取率※
金地金（スイスバンク（SWISS BANK）製）250 g	2本	100.000%

※ 買取率とは、田中貴金属工業株式会社が午前9時30分に公表している1gあたりの「店頭買取価格（税込）」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のことを指す。

※ 最低買取率とは、あらかじめ加古川市が定めた最低買取率であり、これを下回る入札は無効とする。

2 入札参加資格

本入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する資格制限に該当しない者であること。
- (2) 公告日、入札（開札）日のいずれにおいても、加古川市指名停止基準（平成6年告示第166号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 法人用の古物商許可証を持ち、公告日現在において、引き続き5年以上の営業実績があること。
- (4) 営業を行うにつき、法令などの規定により官公署の免許又は許可を受けていること。
- (5) 国税を滞納していないこと。
- (6) 加古川市市税を滞納していないこと（令和8年1月15日（木）時点）。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。

3 入札説明書等の配付

契約条項その他この入札の実施に関する事項については、別に入札説明書等を作成し、加古川市ホームページ上に掲載するものとする。本入札に参加しようとする者は、入札説明書等を熟読のうえ入札に参加すること。

（参考）加古川市ホームページ上の公開場所

ホーム＞行政・くらし＞組織から探す＞会計室＞会計課＞金地金売却に係る制限付き一般競

争入札

4 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める書類を加古川市会計課へ提出すること。

(1) 提出期間

令和8年1月15日（木）から令和8年1月26日（月）まで（土・日曜、祝日を除く。）
午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時00分までを除く。）

(2) 提出方法

直接会計課窓口へ持参か、書留郵便

なお、書留郵便による場合は、申込締切日（令和8年1月26日）必着とする。

(3) 提出場所

加古川市役所 会計課

（加古川市加古川町北在家2000番地 新館1階12番窓口）

(4) 参加資格審査結果の通知

申込者全員に対し、令和8年1月29日（木）ごろに電子メールで通知する。

5 入札物件の公開

入札にあたり、事前に金地金の査定・真贋判定の場は設けない。

6 入札保証金

1,290,200円とする。

原則として、令和8年2月6日（金）までに納付すること。ただし、納付者が提示する書類等に基づき、開札日時までに市が納付の事実を確認できた場合には、納付されたものとみなす。

7 入札方式等

(1) 入札方式 郵便入札

(2) 入札期間 令和8年1月30日（金）から令和8年2月9日（月）まで

8 開札日時及び場所等

(1) 開札日時 令和8年2月10日（火）午後2時00分

(2) 開札場所 加古川市役所（加古川市加古川町北在家2000番地）

(3) その他 開札への出席不要。

傍聴を希望する場合は、開札日前日の正午までに連絡すること。

9 落札者の決定方法

開札を行い、入札した買取率が最低買取率以上かつ、最高買取率である入札者を落札者として決定する。

ただし、当該最高の買取率をもって入札した者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。原則、該当する応札者がくじを引くものとし、くじの辞退はできないものとする。くじを引くことができない場合は、入札事務に関係のない職員がくじを引く。

なお、くじを引く日時、場所は会計課が別途連絡する。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
- (3) 入札書が所定の期間内に到着しない入札
- (4) 加古川市会計課へ直接持参された入札
- (5) 所定の方法（加古川郵便局留の書留郵便）以外の方法で郵送された入札
- (6) 郵送用封筒（表封筒）の提出先（会計課）の記載が不明瞭な入札
- (7) 入札書が入札書封筒（中封筒）に封入されていない入札
- (8) 各封筒が封かんされていない入札
- (9) 入札書封筒（中封筒）の案件名及び入札者の商号又は名称の記載が不明瞭な入札
- (10) 入札書封筒（中封筒）の記載内容と同封された入札書が相違する入札
- (11) 入札者が同一事項について2通以上した入札
- (12) 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- (13) 入札保証金が納付されていない入札
- (14) 入札書に買取率、入札者の氏名及び押印のない入札
- (15) 買取率を訂正した入札
- (16) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (17) 買取率が最低買取率未満の入札
- (18) 入札書に、鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペン、その他訂正の容易な筆記具により記入した入札
- (19) 執行者が、錯誤の入札（入札単位の取り違い、桁違い等）であると判断し、当該入札者がこれを認めた場合
- (20) その他入札に関する条件に違反した入札

11 買取日

買取日は、原則、令和8年2月12日（木）とする。

12 査定・真贋判定

買取日に両者立ち会いのもと、金地金の査定・真贋判定を行う。なお、査定・真贋判定の場所は、加古川市役所とする。

査定・真贋判定の結果、万が一正規品以外の品が含まれていた場合は、落札者は正規品のみを入札書に記載した買取率で買い取り、正規品以外の品については、真贋証憑書類を添えて、買取対象から除外できることとする。

13 契約保証金及び契約代金等

(1) 契約保証金

納付済みの入札保証金を契約保証金に全額充当するものとする。

(2) 契約代金

実際の契約代金は、田中貴金属工業株式会社が買取日当日の午前9時30分に公表した店頭買取価格(税込)に、落札した金地金の買取率及び重量(500g)を乗じた額とする。また、その額に1円未満の端数が生じたときは、1円未満を切り捨てることとする。

(3) 契約代金の支払方法

契約代金は、契約締結時に交付する納付書をもって、若しくは加古川市が指定する銀行口座へ令和8年2月24日(火)午後2時30分までに納付すること。

(4) 留意事項

令和8年2月19日(木)までに落札者が売買契約を締結しないときは、契約不履行とみなし、入札保証金は加古川市に帰属するものとする。

また、納付期限までに加古川市が契約代金の納付が確認できない場合、契約を解除する場合がある。その場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しない。

14 物件の引渡し期限及び場所

(1) 引渡し期限

契約代金の納付を確認した後、現状のまま引き渡すものとする。

なお、引渡しの期限は令和8年2月27日(金)午後3時まで(加古川市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる日を除く。)とする。

(2) 引渡し場所

加古川市役所(加古川市加古川町北在家2000番地)

15 その他の留意事項

本入札の詳細は、入札説明書等による。

16 問い合わせ先

加古川市役所 会計課

電話: 079-427-9299

電子メール: kaikei@city.kakogawa.lg.jp